

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

- 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則 (職員厚生課) 一
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (震災援護室) 一
- 理学療法士及び作業療法士法施行細則 (医療整備課) 二

### 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 九
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 九
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 九
- 一級河川北上川水系迫川圏域河川整備計画の公表 (河川課) 一〇
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一〇

### 公 告

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一〇
  - 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一〇
- 教育委員会
- 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 一〇
  - 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則 一一

## 規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

○宮城県規則第百号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則  
に改正する。  
第二条の五第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号1(三)(1)中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同号2(二)中「二、五三〇、〇〇〇円」

を「二、六二二、〇〇〇円」に改め、同表第二号1(三)中「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に改め、

同表第三号3(一)の表中

一七、八〇〇円	二二、九〇〇円	三三、七〇〇円	四〇、四〇〇円	五一、二〇〇円	七、五〇〇円
二九、四〇〇円	三八、一〇〇円	五三、一〇〇円	六二、一〇〇円	七八、一〇〇円	一〇、七〇〇円

一八、三〇〇円	二三、五〇〇円	三四、六〇〇円	四一、五〇〇円	五二、六〇〇円	七、七〇〇円
三〇、二〇〇円	三九、二〇〇円	五四、六〇〇円	六三、八〇〇円	八〇、三〇〇円	一一、〇〇〇円

に改め、同号3(二)の表中

五、八〇〇円	七、八〇〇円	一一、七〇〇円	一四、二〇〇円	一八、〇〇〇円	二、五〇〇円
九、四〇〇円	一二、三〇〇円	一七、四〇〇円	二〇、六〇〇円	二六、一〇〇円	三、四〇〇円

を

六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、五〇〇円	二、六〇〇円
九、七〇〇円	一二、六〇〇円	一七、九〇〇円	二一、二〇〇円	二六、八〇〇円	三、五〇〇円

に改め、同表第六号2中「五四七、〇〇〇円」を「五六七、〇〇〇円」に改め、同表第八号3(1)中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同号3(2)中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同号3(3)中「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表第九号3中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一六四、八〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同表第十一号4(2)中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表第十二号2中「一三三、九〇〇円」を「一三四、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

理学療法士及び作業療法士法施行細則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二二号

理学療法士及び作業療法士法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行に関し、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号。以下「政令」という。)、理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年文部省令第三号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定の申請手続)

第二条 政令第十条の規定により法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設の指定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

(指定養成施設の変更の承認手続)

第三条 政令第十一条第一項の規定により政令第九条第一項の指定を受けた理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設(以下「指定養成施設」という。)の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成施設の変更の届出手続)

第四条 政令第十一条第二項の規定により指定養成施設の変更を届け出るときは、様式第三号によるものとする。

(指定養成施設の指定取消しの申請手続)

第五条 政令第十五条の規定により指定養成施設の指定の取消しを申請するときは、様式第四号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

理学療法士 (作業療法士) 養成施設指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

印

理学療法士及び作業療法士法第11条第1号若しくは第2号に規定する理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号に規定する作業療法士養成施設の指定を受けたので、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の住所及び氏名

住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)	住所 (主たる事務所の所在地)	氏名 (法人の名称)
---------------------------------	-----------------	------------

2 理学療法士 (作業療法士) 養成施設の名称、位置及び設置年月日

名称	
位置	〒
設置年月日	年 月 日
電話:	

3 理学療法士 (作業療法士) 養成施設の長の氏名及び履歴

氏名	
履歴	

理学療法士 (作業療法士) 養成施設指定に関する調査

1 開設予定等 (授業開始)	年 月 授業開始		合計	
	1学年定員	1学年定員	1学年定員	合計
2 種類	理学療法士養成施設 1学年定員 名 高卒 (昼・夜) 年課程	作業療法士養成施設 1学年定員 名 高卒 (昼・夜) 年課程	1学年定員	合計
3 教員	免許の種類	氏名	年齢	担科目
				当番
				番号
				許年月
				本人の承継の有無
				所属長の承継の有無
				専任兼任の別
4 校舎	土地面積	建物面積	理学療法部門	作業療法部門
	共有	部門	室の名称	面積 (㎡)
	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
5 実習施設	理学療法士養成施設		作業療法士養成施設	
	施設名	所在地	病床数	PT数
				施設名
				所在地
				病床数
				OT数
				受入数
6 整備に要する経費	区分	整備方法	金額	額
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他		千円
	建物	設置者所有・新築・買収・その他		千円
	設備			千円
	合計			千円
7 資金計画	区分	金額	金額	額
	自己資金			千円
	借入金			千円
	その他 (具体的に)			千円
	合計			千円

(備考) 「5 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみ記入すること。



実 習 施 設 承 諾 書

当施設が、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に規定する実習施設として、下記により臨床実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名  
施設所在地  
開設者氏名  
印

(養成施設長) 殿

記

実習受入1回当たりの受入人数  
実習受入1回当たりの時間数  
年間受入回数

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経年数	所属・職名
	印	年 月	年 月	
	印	年 月	年 月	
	印	年 月	年 月	
	印	年 月	年 月	

(記入上の注意)  
「実習指導者氏名」の欄は、当該実習施設の実習指導者をすべて記入し、本務の所属先及び当該養成施設種別に係る臨床経年数を記入すること。  
(添付書類)  
実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。

実 習 施 設 に 関 す る 調 査

実習施設名									
位 置									
開設者の氏名(法人にあつては、名称)									
病 床 数 (又は入所定員)									
最近の患者数									
実習生受入状況 ( 年 度 )	<table border="1"> <tr> <td>養成施設名</td> <td>年間受入延人数(実数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( )</td> </tr> </table>	養成施設名	年間受入延人数(実数)		( )		( )		( )
養成施設名	年間受入延人数(実数)								
	( )								
	( )								
	( )								
指 定 規 則 に 備 せ る 設 備									

(記入上の注意)  
1 「病床数」については病床種別に記載すること。  
2 「最近の患者数」の欄については、最近1年間(申請書提出時の前年度)の理学療法又は作業療法を受けた患者延数を記入すること。  
3 「実習生受入状況」の欄は、申請時の前年度における当該実習施設の年間の受入養成施設名及び受入延人数(実数)を記入すること。  
4 「指定規則に定める設備」の欄は、当該実習施設における実習用設備について、その名称及び台数を記入すること。

(添付書類)

1 設置者に関する書類

- (1) 設置者が法人である場合
  - イ 法人の寄附行為又は定款
  - ロ 役員名簿
  - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
  - ニ 法人が理学療法士又は作業療法士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
- (2) 設置者が法人の設立を予定している場合  
認可官庁に提出した申請書

2 建物に関する書類

建物の配置図及び平面図

3 整備に関する書類

- (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
- (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
- (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の見録

4 資金計画に関する書類

- (1) 自己資金  
金融機関による残高証明書等
- (2) 借入金  
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類  
ロ 融資内諸書等があればその書類の写
- (3) 寄附金等  
イ 寄附申込書  
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
- (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設の場合は不要)  
収支予算及び向こう2年間の財政計画

5 教育環境に関する書類

周辺の略図

6 その他  
学則

(備考)

この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号(第3条関係)

指定養成施設の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の変更の承認を受けたいので、理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項の規定により申請します。

1 指定養成施設の名称及び位置  
記

名 称	〒
位 置	電話:

2 承認を受けようとする事項又は事由

変更の事項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 学則(修業年限に関する事項)
	(2) 学則(教育課程に関する事項)
	(3) 学則(入所定員に関する事項)
	(4) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
	(5) 実習施設
変更前	
変更後	

3 変更の予定年月日

年 月 日

4 変更の理由

理学療法士（作業療法士）養成施設定員変更承認に関する調査

1 種類等	養成施設の種別	変更前定員名	変更後定員名	変更内容					
				学級定員の増減	その他				
2 専任教員	理学療法士								
	作業療法士								
	合計	名	名						
2 専任教員	現在の教員	氏名	年齢	担当科目	免許番号	免許取得年	本承の有無	人諾の有無	施設長の承諾書の有無
		氏名	年齢	担当科目	免許番号	免許取得年	本承の有無	人諾の有無	施設長の承諾書の有無
3 校舎	土地面積	共有	部門	面積 (m <sup>2</sup> )	理学療法部門	面積 (m <sup>2</sup> )	作業療法部門	面積 (m <sup>2</sup> )	
		室の名称		面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称		面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	
4 実習施設	理学療法士養成施設	既に承認を受けている実習施設の数	P T 数	既に承認を受けている実習施設の数	O T 数				
		新たな実習施設の数	所在地	病床数	P T 数	受入数	新たな実習施設の数	所在地	病床数

- (備考)
- この調査は、変更事項(3)の場合に記載すること。
  - 建物を増築する場合は、「3 校舎」の欄に ( ) 書きで別掲すること。
  - 「4 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

- (添付書類)
- 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
  - 学則の新旧対照表 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
  - 新学則 (案) 全文 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
  - 過去3年間の受検者数及び入学者数 (変更事項(3)の場合)
  - 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査 (様式第1号の「教員(専任・兼任)」に関する調査(理学療法士・作業療法士)に準じる。及び承諾書(様式第1号に準じる。)(変更事項(3)の場合)
  - 実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書(様式第1号に準じる。)及び実習施設に関する調査(様式第1号に準じる。)(変更事項(3)の場合)
  - 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写(変更事項(3)の場合)
  - 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成施設の周辺の地図(校舎移転の場合に限る。)並びに校舎の新配置図及び新平面図(新部分は赤で囲み表示をすること。)(変更事項(4)の場合)
  - 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書(様式第1号に準じる。)、実習施設に関する調査(様式第1号に準じる。)(変更事項(5)の場合)

(備考)  
この申請書は、変更を行おうとする6か月前までに提出すること。

様式第3号 (第4条関係)

指定養成施設の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の変更があつたので、理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成施設の名称及び位置

名 称	
〒	
置 位	
電話:	

2 変更があつた事項

変更の事項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 設置者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称) (2) 指定養成施設の名称 (3) 指定養成施設の位置 (4) 学期 (修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。)
変更前	
変更後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

2 学則の新旧対照表及び新学則全文 (変更事項(4)の場合)

(備考)

この届出書は、変更があつたときから1か月以内に提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成施設の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の指定の取消しを受けたので、理学療法士及び作業療法士法施行令第15条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成施設の名称及び位置

名 称	
〒	
置 位	
電話:	

2 指定の取消しを受けようとする理由

3 指定の取消しを受けようとする予定期日

年 月 日

4 在学中の学生があるときは、その措置

(添付書類)

指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)



告 示

○宮城県告示第九百六十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二五〇〇七一四	事業所の名称及び所在地 放課後等デイサービスくるる 大崎市古川稲葉四丁目二番二十六号	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 一般社団法人くるる	指定年月日 平成二十七年十月十三日
---------------------	--	----------------------------	-------------------	----------------------

○宮城県告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市網地浜釜ノ間一四四（国有林）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
登米市米山町字川前四二番三地先から 同市米山町字川前四二番二地先まで	敷地の幅員 (メートル) 一五・五 一七・〇	敷地の幅員 (メートル) 一六・五 一七・五
	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	二〇・一五	二〇・一五

○宮城県告示第九百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四五七号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
栗原市栗駒松倉小深田平二七番一四二地先 から 同市栗駒松倉小深田平二七番八四地先まで	敷地の幅員 (メートル) 一七・三 一九・九	敷地の幅員 (メートル) 一七・三 一七・五
	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	四五・二	四五・二

○宮城県告示第九百七十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川北上川水系迫川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県北部土木事務所、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所、宮城県東部土木事務所登米地域事務所及び宮城県栗原地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百七十二号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・百十四号 大曲浜線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○県営玉浦中部地区土地改良事業経営体育成基盤整備事業（区画整理事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営玉浦中部地区土地改良事業経営体育成基盤整備事業（区画整理事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十七年十一月二十四日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年十一月二十四日
- 2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。  
送付先 〒九八一-八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通南宮町四一十七  
電子メールアドレス s d s g s i n k k s @ p r e f . m i y a g i . j p
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、岩沼市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大衡村大衡字大樋七番一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢三十一番地

荒木 雅弘

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十五号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「宮城県立支援学校小牛田高等学園」を「宮城県立支援学校小牛田高等学園 宮城県立支援学校女川高等学園」に改める。  
別表第一の表中

宮城県立支援学校小牛田高等学園	知的障害者に対する教育	を
-----------------	-------------	---

宮城県立支援学校岩沼高等学園川崎キャンパス	知的障害者に対する教育	に改める。
-----------------------	-------------	-------

宮城県立支援学校小牛田高等学園	知的障害者に対する教育	に改める。
-----------------	-------------	-------

宮城県立支援学校女川高等学園	知的障害者に対する教育	に改める。
----------------	-------------	-------

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

六〇	五六	六七	を
----	----	----	---

四六	六〇	五六	に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中	三三	三五	三〇	を
----	----	----	----------------------	----	----	----	---

三五	三二	三五	に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中	一四	一一	を
----	----	----	----------------------	----	----	---

一一	一四	に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中	四六	四四	三五	を
----	----	---------------------	----	----	----	---

三八	四六	四四	に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中	二二	一九	二七	を
----	----	----	----------------------	----	----	----	---

一九	二二	一九	に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中	三八	四一	を
----	----	----	---------------------	----	----	---

四六	三八	に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中	二七	二二	三二	を
----	----	--------------------	----	----	----	---

一九	二七	二二	に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中	二四	二二	を
----	----	----	---------------------	----	----	---

一六	二四	に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中	三五	二七	を
----	----	---------------------	----	----	---

三五	三五	に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中	二二	一四	を
----	----	---------------------	----	----	---

三〇	二二	に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中	四三	三八	を
----	----	---------------------	----	----	---

三〇	四三	に改め、同表中
----	----	---------

宮城県立支援学校岩沼高等学園	産業技術科	三年	四〇	四八	四〇	を
----------------	-------	----	----	----	----	---

宮城県立支援学校小牛田高等学園	普通科	三年	二四	一六	一六	を
-----------------	-----	----	----	----	----	---

宮城県立支援学校岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	三年	四八	四〇	四八	に改める。
---------------------------	-------	----	----	----	----	-------

宮城県立支援学校小牛田高等学園	普通科	三年	二四	二四	一六	に改める。
-----------------	-----	----	----	----	----	-------

宮城県立支援学校女川高等学園	産業技術科	三年	二四			に改める。
----------------	-------	----	----	--	--	-------

附 則  
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十七年十月二十三日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十六号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県水産高等学校の項中

海洋総合科	三年	男女	一六〇	一六〇	二二〇
情報科学科	三年	男女	一六〇	一六〇	四〇〇

を

海洋総合科	三年	男女	一六〇	一六〇	一六〇
-------	----	----	-----	-----	-----

に改め、同表宮城県石巻工業高等学校の

項中

機械制御科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
-------	----	----	----	----	----

を

機械科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
-----	----	----	----	----	----

に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項

中

二八〇	を	二四〇
-----	---	-----

に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項中

一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
-----	-----	-----	-----	-----	-----

に改め、同表宮城県角田高等学

校の項中

一六〇	二〇〇
-----	-----

を

に改め、同表宮城県多賀城高等学校の項

中

普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇
-----	----	----	-----	-----	-----

を

普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇
災害科学科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇

に改め、同表宮城県登米高等学校の項中

四〇
----

を

四〇

に改め、同表宮城県登米総合産業高等学校の項中

四〇	四〇	四四八
四〇	四〇	四四八

を

四〇	四〇	四四八
四〇	四〇	四四八

に改め、同表宮城県築館高等学校の項中

四〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四〇

四四四  
〇〇〇〇

四〇

二〇〇	を	一六〇
-----	---	-----

に改め、同表宮城県岩ヶ崎高等学校の項中

四〇	四〇	四〇
----	----	----

を

四〇

四〇

に改め、同表宮城県鹿島台商業

高等学校の項の次に次のように加える。

宮城県蔵王 高等学校	普通科	三年	男女	八〇	—
---------------	-----	----	----	----	---

別表第一第一号の表宮城県松島高等学校の項中

二〇〇	を	一八〇
-----	---	-----

に改め、同表宮城

県志津川高等学校の項中

二二〇	一一〇	一一〇
-----	-----	-----

を

八〇

一一〇

一一〇

一一〇

に改め

る。

別表第一第二号の表宮城県白石高等学校の項の次に次のように加える。

宮城県角田 高等学校	普通科	三年	男女	一六〇	—
---------------	-----	----	----	-----	---

別表第一第二号の表宮城県蔵王高等学校の項中

一一〇	一一〇	一一〇
-----	-----	-----

を

—	一一〇	一一〇
---	-----	-----

に改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

四〇	八〇
----	----

を

四〇	四〇
----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。